

飯野小学校 学校いじめ防止基本方針

福島市立飯野小学校

1 いじめ防止等に関する基本方針

- (1) いじめは、全ての児童に関係する問題であることに鑑み、いじめは現に起きているという危機意識をもち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるようにする。
- (2) いじめは、児童等の生命、心身又は財産に重大な危険を生じさせる恐れがあることから、いじめは決して許されない行為であることを全ての児童に認識させるとともに、いじめを絶対に許さない学校風土をつくり、いじめ根絶への意識を高める。
- (3) 児童の話をよく聞き、児童がいじめ（SOSを含む）について訴えやすい関係をつくり、教師と児童、児童同士の信頼関係を構築し、温かな学級経営に努め、児童が安心して学べる環境をつくる。
- (4) 全教育活動において、児童一人一人の個性やよさが発揮される望ましい集団活動を行い、自己有用感や集団への帰属意識の醸成を図る。
- (5) 日頃から児童の観察を行い、些細な変化を見逃さないようにするとともに、教職員間の情報共有を迅速に行い、積極的にいじめを認知し、組織的に対応できるようにする。
- (6) 児童に対して、定期的なアンケート調査や教育相談を実施するなど、いじめを早期に発見し、迅速に対応する。
- (7) 家庭・地域・関係機関等と連携し、一体となっていじめ根絶に取り組む。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法より）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該児童の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

3 いじめ防止等の対策のための組織

- (1) いじめ防止等を実効的に行うために、「いじめ対策委員会」を設置する。いじめ対策委員は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核となる役割をもつ。委員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭とする。必要に応じて、該当学級担任やPTA代表、学校運営協議会委員、民生児童委員等、校長が認める者を追加する。
- (2) 不登校重大事態が発生し、教育委員会より学校主体調査の指示があった場合、適切な外部人材を加え、重大事態の調査を行い、調査報告書を教育委員会に提出する。

4 いじめの未然防止のための取組

- (1) 「居場所づくり」「絆づくり」を基盤とした学級づくりの推進
 - 教員と子ども、子ども同士の信頼関係の構築
 - 子ども一人一人の個性やよさを認め伸ばす取組の推進
- (2) 豊かな人間性・社会性を育む体験活動の推進
 - 自然体験、社会体験、地域に学ぶ体験等（宿泊学習や遠足、見学学習、地域素材や人材の活用）
 - 異年齢集団、地域の方等との交流体験（ふれあいタイムでの異学年交流、飯野地元学フィールドワーク等）
- (3) 人権教育及び道徳教育の充実
 - 多様性を認め、相手を尊重しながら行動する態度の育成
 - 「生命を尊重する心」「他者を思いやる心」を重点とした道徳教育の推進

- (4) 自己有用感を高める特別活動の充実
 - 係活動や児童会活動，学校行事等における自己決定と活躍の場の設定
 - 縦割り清掃活動やボランティア活動の推進
- (5) 個に応じたきめ細かな指導の充実
 - 子どもたちが「わかる」「できる」「楽しい」と感じる授業の実施
 - 補充的な学習や発展的な学習など個に応じた指導の充実
 - 授業のルール，コミュニケーションのとり方の指導
 - SOSの出し方に関する教育の推進
- (6) 相談体制の整備
 - 児童の些細な変化に気付くための児童と向き合う時間の確保
 - 児童が相談（SOS表出を含む）しやすい雰囲気づくり
 - 校内，家庭，地域においていじめに気付いた時の速やかな相談・通報の奨励
- (7) いじめやQ-Uに関する校内研修会の開催
 - いじめ問題に対する共通理解
 - いじめに気付く感性や共感性の向上
 - いじめ問題に対する組織的対応の仕方（いじめ対応シミュレーションの実施）
 - 情報モラルに関する指導の充実 等
- (8) 家庭・地域との連携
 - 「学校いじめ防止基本方針」の公表（ホームページへの掲載）
 - 保護者への意識啓発（PTA総会等での説明）

5 いじめの早期発見のための取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど，気付きにくく判断しにくい形で進行することが多いことを認識し，些細な兆候であってもいじめは現に起きているとの意識をもって早い段階からの確にかかわりをもち，いじめを積極的に認知し，早期発見に努める。以下のレベルから対応し，いじめを認知した場合，速やかに教育委員会へ報告する。

レベル	対応
レベル 1	学習や生活の様子に目立った変化は見られないが，本人がいじめを受けたと感じる。（アンケート調査，聞き取り，個別面談，声掛け）
レベル 2	元気がない，学習意欲が低下する，身体的不調を訴える（保健室への出入りの増加），交友関係の変化（孤立），頻繁にいたづらをされる，物がなくなる，欠席・遅参・早退が増える（不登校傾向），（組織的対応：学校いじめ対応組織による事実関係の把握，被害者の心のケア，加害者への指導，家庭・地域との連携）
レベル 3	不登校，別室登校，身体的損傷（打撲，傷，衣服の汚れ等），暴力，恐喝，脅迫等による身体的な苦痛や被害（警察・児童相談所・医療・民間団体等関係機関との連携，出席停止等の措置）
レベル 4	自殺未遂，自殺（SC・SSW等専門家の助言に基づいた対応：本人及び家族，児童等，教職員 窓口の一本化：マスコミへの対応） ※ 子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針（平成26年7月文部科学省）

(1) 日常的観察

個人レベル，学級レベル，学校レベルで子どもの些細な変化を見逃さないために，以下の点に留意して日常的な観察を行う。

① 個人レベル

- 服装の乱れや汚れていることが多くないか。打撲や傷はないか。
- 顔色が悪かったり，元気がなかったりすることが多くないか。
- 体の不調を訴え，保健室によく行かないか。
- 一人で行動することが多くないか。

② 学級レベル・学校レベル

- 机を離されたり，プリントを置くのを嫌がられたりしていないか。
- ～菌などの悪口，冷やかし，からかい，はやしたて等がないか。
- 陰口を言われたり，無視されて孤立していたりすることはないか。
- 持ち物を隠されたり，なくされたり，壊されたりすることがないか。
- 暴力をふるわれることはないか。閉鎖的な小集団はないか。

③ その他

- 他学年教員，養護教諭が情報提供をする。
- 生徒指導の情報交換を定期的に行う（月1回）。

(2) 調査活動

① 学校生活（いじめ）アンケート調査

- 子どもに学校生活についてのアンケート調査を年に3回（6月，11月，2月）実施する。アンケート実施後は，速やかに内容の確認とダブルチェック（人を替えて，複数人で再確認）を行い，少しでもいじめに関係すると思われる内容があれば，すぐに聞き取りを行う等，迅速に対応する。
- 月の累積欠席日数が7日を超えた児童，連続して3日間欠席した児童について調査する。

② 意図的な声かけ

- 教職員等による，こまめな校内の見回りや児童等への意図的な声かけを行う。

(3) 教育相談

① 定期教育相談

- 子どもにアンケートを実施した後に定期教育相談を行う（6月，11月，2月）。
 - ・ 個別懇談時に保護者から情報を得る（12月）。

② その他の教育相談

- 本人からの申し出，保護者からの訴え，他の児童や地域からの情報提供があった場合は，直ちに教育相談を行う。
- 気になる変化を捉えたときは，教育相談を行う。

6 いじめに対する措置

いじめ等の情報提供があった場合，誠意ある対応とその解決に向けた迅速・的確な対応を以下のとおり行う。

(1) いじめ対応の基本的な流れ

発見者・担任は，いじめの察知・いじめの疑いを発見したら，直ちに生徒指導主事及び教頭・校長に報告するとともに，学年内で共通理解を図る。



校長は，速やかに「学校いじめ対策組織」を招集するとともに，正確な情報の把握に努める。



「学校いじめ対策組織」で情報を共有し、いじめの認知判断と今後の指導計画について検討し、法に基づいた組織的な対応を図る（いじめに関する報告書の作成と提出する。）。



被害児童に寄り添いながら、経過観察を行うとともに、定期的に本人及び保護者に確認し、いじめの解消を目指す（加害児童等も継続的に指導する。）。

（２）いじめの対応

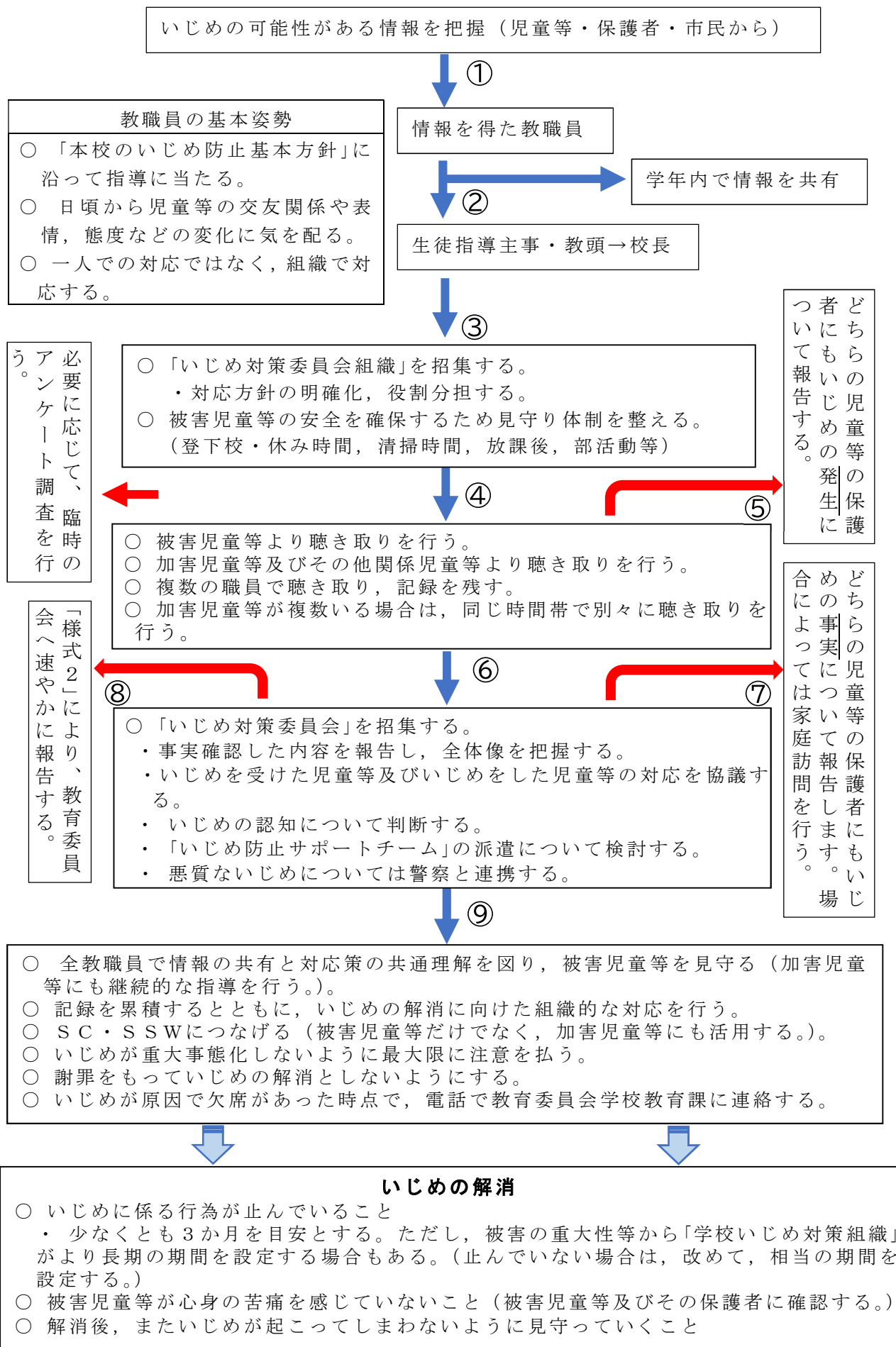
- ① いじめを把握したら、対応の第一歩として、何よりも被害児童等の保護を最優先する。二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、被害児童の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行う。
- ② 対応の第二歩としては、被害者のニーズを確認する。
- ③ 対応の第三歩としては、加害児童等への指導及び被害児童等と加害児童等との関係修復を図る。
- ④ 対応の第四歩としては、いじめがあった学級においては、いじめを見ていた児童等には自分の問題として捉えさせ、はやし立てるなど同調していた児童等に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ⑤ 対応にあたっては、「いじめ対策委員会」が中心となり、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携を図りながら推進する。

（３）いじめ解消の判断

単に謝罪をもっていじめが解消したと判断せず、少なくとも以下の①②の要件を満たす場合にいじめ解消とする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
少なくとも３か月を目安とする。ただし、被害の重大性等から「学校いじめ対策組織」がより長期の期間を設定する場合もある（止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定する。）。
- ② 被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと（被害児童等及びその保護者に確認する。）。
- ③ 解消後、またいじめが起こってしまわないように見守っていくこと。

〈いじめ問題対応フロー図〉



7 重大事態への対処

(1) 調査を要する重大事態が生じた場合は、市教育委員会を通して7日以内に市長7日以内に報告し、福島市いじめ防止基本方針の「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

- 教育委員会に重大事態の発生を報告（※教育委員会から市長に報告）
 - A) 児童等の「生命，心身，又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
 - B) 児童等が「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」（年間30日が目安）
 - ※ 不登校による重大事態の場合，調査は原則学校が母体となっていく。
 - C) 児童等や保護者から，「いじめられて重大事態に至ったという申立があったとき」
 - ・ 学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても調査にあたる。

(2) 教育委員会が調査主体を学校と判断し，学校が調査を行う場合は教育委員会の指導・助言のもと，以下のような対応にあたる。

① 学校いじめ対策委員会組織を母体とした調査組織を設置す

- 学校いじめ対策委員会組織に重大事態の性質に応じて適切な外部人材を加える。（学校運営協議会委員，民生児童委員，PTA代表，警察関係者（OBも含む）等）
- 教育委員会のSCやSSWも外部人材として依頼できる。

② 学校の調査組織で，事実関係の調査を実施する。

- 調査での学校の基本姿勢，聴取事項，調査方法等について共通理解を図る。
- 原因の特定を急ぐのではなく，客観的な事実関係を速やかに調査し，記録を累積する。（5W1Hが有効）
- 教育委員会に対して，調査の状況について定期的に報告する。
- 被害児童等及びその保護者に対して定期的に連絡し，情報を提供する。

③ 累積した記録をもとに，調査結果を取りまとめる。

- 聴取内容等からいかなる事実を認定できるかを検討し，書面としてまとめる。
- 調査報告書の記載内容については，福島市いじめ防止基本方針本方針P37を参考にまとめる。
- 調査の進捗状況を定期的に教育委員会に報告する。
- 報告がある程度まとまったら，教育委員会に仮報告する。

④ 仮報告後の助言を受けた調査結果を教育委員会に報告する。

- 学校は被害児童等及びその保護者に調査結果を報告するが，被害児童等及びその保護者より報告書に対する意見書があれば，調査結果に添えて教育委員会に提出する。

⑤ 学校は，調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

- 教育委員会の他の調査組織や市長部局の再調査委員会による再調査に備え，学校は、は、調査資料を整理しておく。
- 学校は調査結果を生かした，いじめ防止のための対策を講じる。

8 いじめ防止等のための年間計画

月	重点指導事項	実践事項
4	<input type="checkbox"/> 進級の喜びを持たせ児童相互の人間関係を把握し、適応指導に努める。 <input type="checkbox"/> 学校生活のきまりを確認し、指導体制の確立を図る。 <input type="checkbox"/> いじめの禁止とSOSの出し方について指導する。	<input checked="" type="radio"/> いじめ防止等のための組織づくり <input type="radio"/> 不適応児童の把握と指導・支援 <input type="radio"/> 学校生活のきまりの確認 <input type="radio"/> 学級懇談・PTA総会 ・保護者へ「いじめ対策基本方針」を説明 <input type="radio"/> 生徒指導協議会①② <input type="radio"/> 連休の過ごし方指導
5	<input type="checkbox"/> 児童理解を深める。	<input type="radio"/> 自宅確認訪問による家庭・地域環境の把握 <input type="radio"/> 学童クラブとの連絡協議会①
6	〈いじめ防止強化月間〉 <input type="checkbox"/> 自他の良さを認め合い、生かし合う学級集団の育成に努める。	<input type="radio"/> Q-U調査①（2～6年実施） <input type="radio"/> 児童会と連動した企画の運営 <input type="radio"/> 生活アンケートによる学級集団の実態把握① <input type="radio"/> 教育相談実施による児童の実態把握と個別指導① <input type="radio"/> 生徒指導協議会③
7	<input type="checkbox"/> 1学期の学習、生活のまとめをし、担任による教育相談を実施する。 <input type="checkbox"/> 夏季休業の事前指導の徹底を図る。	<input type="radio"/> 生徒指導協議会④ （3・5年Q-U分析）
8 ～ 9	<input type="checkbox"/> 夏季休業の事後指導の徹底を図る。	<input type="radio"/> 気になる子への連絡（夏季休業中） <input type="radio"/> 夏季休業中の振り返り <input type="radio"/> 生徒指導協議会⑤ <input type="radio"/> 学童クラブとの連絡協議会②
10	<input type="checkbox"/> 自他のよさを認め合い、生かし合う学級集団の育成に努める。	
11	<input type="checkbox"/> 教育相談の充実を図る。	<input type="radio"/> 生活アンケートによる学級集団の実態把握② <input type="radio"/> 教育相談実施による児童の実態把握と個別指導② <input type="radio"/> Q-U調査②（全学年実施）
12	<input type="checkbox"/> 冬季休業の事前指導の徹底を図る。	<input type="radio"/> 保護者との個別懇談による情報交換 <input type="radio"/> 生徒指導協議会⑥ <input type="radio"/> 学校評価アンケートの実施
1	<input type="checkbox"/> めあてをもって最後までやり抜く態度を育てる。	<input type="radio"/> 冬季休業中の振り返り <input type="radio"/> 生徒指導協議会⑦ <input type="radio"/> 学校評価アンケートの検証 <input type="radio"/> 学童クラブとの連絡協議会③
2	<input type="checkbox"/> かぜの予防と冬の健康安全についての指導を徹底する。	<input type="radio"/> 生活アンケートによる学級集団の実態把握と個別指導③ <input type="radio"/> 生徒指導協議会⑧
3	<input type="checkbox"/> 1年のまとめと次年度の計画を立てる。 <input type="checkbox"/> 進級・進学の見直しを行う。	※ 年間でいじめが0件の場合、児童及び保護者に公表する。
〈年間を通した活動〉 <input type="checkbox"/> いじめを許さない学校づくり <input type="checkbox"/> 相談体制の整備 <input type="checkbox"/> 学校・学年だよりの発行 <input type="checkbox"/> 積極的な生徒指導の推進 <input type="checkbox"/> いじめ対策委員会（いじめ発生時） <input type="checkbox"/> 「わかる」「できる」「楽しい」授業の実施 <input type="checkbox"/> 豊かな体験活動の充実 <input type="checkbox"/> SOSの出し方教育の推進 <input type="checkbox"/> 支持的風土のある学級経営 <input type="checkbox"/> 人権教育及び道徳教育の充実 <input type="checkbox"/> 全教職員による情報交換 <input type="checkbox"/> 特別活動の充実		

9 評価と改善

- (1) 学校評価の時期に合わせ、学校のいじめ防止の取組について評価を行う。評価方法は、教職員、児童、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- (2) 教職員は「いじめ対応セルフチェックシート」（資料）で、自分自身のいじめ対応を確認する。
- (3) 評価結果と検証を踏まえ、学校いじめ基本方針の見直しと改善を図る。
- (4) いじめに関する調査や保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめに関する取組を検証・評価し、保護者に公表する。
- (5) 年間でいじめの認知件数が0件の場合、その事実を児童及び保護者へ公表する。

108 いじめ防止対策記録保管規定

- いじめに関する記録文書等の保存期間について（通知）（30 教学第1148号）を受け、本校においてもいじめに関する記録文書等の保存期限を下記の通り定める。
- 保存文書及び保存期間

	保存文書等 【職員室（書庫）】	保存期間
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期調査の記録 ① アンケート回答の原本（1次資料） ② 個人面談の記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3年間 ※ただし、個別のいじめに事案に関するものは5年間
2	<ul style="list-style-type: none"> ① 定期のアンケートや個人面談の結果の記録（2次資料） ② 学校いじめ対策組織等の議事録 ③ 「いじめに関する報告書」（市教委に提出した定型様式） ④ いじめの通報・相談内容の記録（児童、保護者、地域住民等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5年間（次年度）
3	<ul style="list-style-type: none"> ① 個別のいじめ事案の調査に係る資料（記録が必要であると校長が判断した事案） ※「学校いじめ防止基本方針」に記載されている調査や事前・事後の対応に関する記録等を収集する。 例：時系列での記録、定期及び臨時アンケートの回答原本（1次資料）、個人面接・聴取の記録、生徒指導個票、学校いじめ対策組織等の議事録、市教委に提出した報告書、教職員の手書きのメモ帳、学校いじめ防止基本方針（事案発生時）、等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5年間（卒業後から）
4	<ul style="list-style-type: none"> ① 個別の重大事態の調査に係る記録 （上記3①に加えて、調査組織の記録（学校主体の調査組織の場合）、再発防止対策 等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10年間（卒業後から）

【参考】

- ・ 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」 平成29年3月 文部科学省
- ・ 「不登校重大事態に係る調査の指針」 平成28年3月 文部科学省初等中等教育局
- ・ 「福島市いじめ防止基本方針」 令和5年8月改定 福島市教育委員会
- ・ 「福島市文書取扱規定」最終改正 平成30年3月30日

資料〈いじめ対応セルフチェックシート〉

〈基本〉☑を入れてみましょう

- 1 いじめは重大な人権侵害であるという認識をもっている。
- 2 いじめはどのような行動・言動なのか（いじめの定義）を理解している。
- 3 「いじめは現に起きている」という認識で対応している。
- 4 学校の「いじめ防止基本方針」の内容を、毎年度複数回確認している。
- 5 学校の「いじめ防止基本方針」にある適切な対処などを理解し、実行している。
- 6 児童等のトラブルがあったら、一人で抱え込まず、他の先生や管理職に必ず相談している。
- 7 いじめや少しでもいじめの疑いがあった場合は、必ず「学校いじめ対策組織」に報告している。
- 8 「いじめが解消している状態」とはどのような状態であるか理解している。
- 9 いじめに係る研修会等に積極的に参加し、資質の向上に努めている。
- 10 学校内の「学校いじめ対策組織」のメンバーを知っている。
- 11 学校内の「学校いじめ対策組織」は積極的にいじめを認知している。

〈教職員自身の行動〉☑を入れてみましょう

- 1 児童等へ笑顔で積極的にあいさつをしている。
- 2 連絡帳や学校生活ノート等を活用し、児童等の日常の生活状況を確認している。
- 3 休み時間等、なるべく児童等と一緒にいようと心掛けている。
- 4 朝の学級活動から児童等の表情や体調に注意している。
- 5 適切なタイミングで教育相談を行っている。
- 6 少しでも児童等の表情や行動に違和感があったら、声かけを行っている。
- 7 授業中の児童等の様子に気を配っている。

〈未然防止〉☑を入れてみましょう

- 1 いじめは決して許されないことを学校生活の様々な機会に児童等に発信している。
- 2 いじめについて考えさせる授業や機会を学期に何度か設定している。
- 3 コミュニケーション能力を育み、互いに認め合える集団づくりや授業をしている。
- 4 携帯電話やSNSとの正しい向き合い方を計画的に指導している。
- 5 自らの言動が、いじめを助長することがないように意識している。
- 6 児童等の不適切な発言を聞き流さず、その場で注意・指導している。
- 7 保護者に対して、インターネットやSNS等を通じて行われるいじめについて啓発している。
- 8 家庭環境に課題がないか意識している。

〈早期発見〉☑を入れてみましょう

- 1 すべての児童等の気持ちや状況を把握する工夫をしている。
- 2 児童等同士の問題をトラブルと捉えず、積極的にいじめとして認知している。
- 3 児童等が相談しやすい雰囲気づくりに努めている。
- 4 アンケートの結果等をその日のうちに複数人で確認し、学校内で共有するとともに、適切に保管している。
- 5 気になる児童等の家庭への連絡や家庭訪問をしている。

- 6 日頃から、養護教諭等やS Cと報告・連絡・相談をしている。

〈発生時の対応〉 を入れてみましょう

- 1 被害を受けている児童等の気持ちを理解し、守ることを第一に考え行動している。
- 2 いじめを発見した場合や、相談を受けた場合、迅速に「学校いじめ対応組織」に報告している。
- 3 いじめの訴えから事実調査をする際、情報収集すべき内容である5W1Hを理解している。
- 4 聞き取りなどを行う際、児童等個別の事情やその場の状況等に配慮している。
- 5 いじめ対応で連携できる関係機関・専門機関とそれぞれの役割について理解している。
- 6 被害側・加害側とも保護者に対して、いじめの事実や今後の方針等について説明し、丁寧に対応している。
- 7 加害児童等に対し、単発の指導で終わらず、継続的に指導している。
- 8 犯罪行為として取り扱われるべきいじめは警察に相談・通報し、適切な援助を求めなければならないことを理解している。
- 9 加害児童等が謝罪したことをもって、いじめが解消したとはいえないことを理解している。
- 10 学校のいじめ問題を解決するために、学校の要請により、教育委員会事務局の「いじめ防止サポートチーム」が派遣されることを知っている。
- 11 家庭環境に課題を抱えていないか確認している。

〈重大事態への対応〉 を入れてみましょう

- 1 どのような事態が「重大事態」にあたるか理解している。
- 2 いじめ重大事態の認定やいじめ重大事態を調査する3つの組織について理解している。
- 3 不登校重大事態の調査は、原則として「学校いじめ対策組織」に心理、福祉等の専門家等の外部人材を加えた組織により、行うことを知っている。
- 4 学校がいじめ重大事態の調査を行う場合、そのフロー図があることを知っている。

〈管理職の対応〉 を入れてみましょう

- 1 学校の「いじめ防止基本方針」を、毎年見直し・改定し、HPに掲載するとともに、「いじめ防止基本方針」を職員会議や生徒指導協議会で職員に定期的に周知している。
- 2 いじめ対応のマニュアルを用いての研修や自校での重大事態対応シミュレーションなど、校内研修を定期的に行っている。
※ インターネットを通じて行われるいじめ対応の研修を含む。
- 3 平素から教職員が管理職に報告・連絡・相談しやすい風通しのよい職場づくりに努めている。
- 4 いじめやいじめの疑いがあった場合（アンケート調査結果を含む。）、速やかに、管理職に報告される体制づくりをしている。
- 5 いじめの認知、法的対応、いじめの組織的な対応についてすべて「学校いじめ対策組織」で行っている。
- 6 いじめ問題の取組状況について、学校評価の項目に入れ、点検・評価し、必要に応じて対応を改善している。
- 7 いじめ問題に対して、地域・関係機関等との積極的な情報交換・連携を図るとともに、保護者に対して学校のいじめ問題への対応について説明している。
- 8 特別な支援を要する児童等や海外から帰国した児童等、外国人の児童等については、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、学校全体で注意深く見守

る体制が整備されている。